

# 『JR桜木町駅前広場イベントスペース』ご利用案内

## 1 はじめに

本事業は、横浜市が保有する公共施設を有効活用し、路上での販売促進イベント等（以下路上イベント）が実施可能なイベントスペースをご提供するものです。みなとみらい21地区における街の賑わい創出やコンベンションの振興、地域経済の活性化、横浜市の新たな財源確保等を目的としております。

## 2 路上イベントスペースについて

実施可能な範囲は次表のとおりです。

（※所轄警察署との調整によっては変更になる場合があります。）

	面積
A区域	185 (㎡)
B区域	150 (㎡)
C区域	190 (㎡)
D区域	260 (㎡)

※利用区域は、テント等の設置場所のほか、来場者の滞留スペースも含めます。

## 3 利用申込について

### (1) 利用条件

#### ① 利用期間及び利用時間

利用期間は、特に条件はありません。利用時間については、基本的に8時から22時までの間です。

連続して2日以上利用される場合であっても、利用時間外は原則として設置物等を撤去していただきます。

#### ② 利用内容

路上イベントの内容は、「横浜市広告掲載要綱」及び「横浜市広告掲載基準」を遵守してください。

また、次に該当するものはご利用できません。

- ・販売を伴うもの

※イベントスペース内に照明灯及び樹木があります。照明灯及び樹木を利用する行為（看板・横断幕の添架等）は禁止です。レイアウトの配置にあたっては十分ご注意ください。（広告フラッグの掲出については、別途申請が必要です。）

※生演奏（アンプ・スピーカー等を利用するもの）を伴うものについて、原則ご利用できません。

#### ③ 車両について

車両は4t車まで乗り入れ可能ですが、2tを超える場合はコンパネ等による路面の養生が必要です。

なお、平日は7時～9時の車両の乗り入れはできません。また、休日は8時までに車両を乗り入れてください。（禁止時間外に乗り入れれば、留め置きは可能です。）

また、車両の乗り入れ位置等には指定がありますので、お問い合わせください。

#### ④ 利用内容の制限・予約の取り消し

次の各項に該当する場合、利用の制限・予約を取り消させていただく場合がございます。

- A. 公の秩序または善良なる風俗を害する恐れがあるもの
- B. 集团的・常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織の利益になるもの
- C. 道路利用者の通行及び災害時の避難誘導に支障となる恐れのあるもの
- D. 他の掲出主や広告物に不都合または支障がある恐れがあるもの
- E. 施設・設備を損傷する恐れがあるもの
- F. その他施設の管理・運営上、支障となる恐れがあるもの

#### (2) 利用申込の流れ

「JR桜木町駅前広場イベントスペースの利用に係る手続きフロー」(別紙)を参照して、以下のとおり申込をお願いします。

##### ① 利用のお問合せ

利用を希望される場合、事前にイベントの概要(※)を横浜市道路局事業推進課までお知らせください。

スケジュール・内容等を考慮のうえ、空き状況をお知らせいたします。

なお、日程の仮予約はできません。

※ご希望される利用期間、イベントスペース、利用内容(路上イベント内容等)等

##### ② イベントスペースの申込受付

電話でお問合せ後、指定された期日(◆)までに「利用申込書」と下記必要事項を記した企画書を揃えて、横浜市道路局事業推進課に、Eメールでお申込ください。

利用申込書の提出をもって受付とさせていただきます。

なお、「利用申込書」の記載方法は、「利用申込書記載要領」でご確認ください。

##### 【必要事項】

- ・事業概要(主催者、実施内容、期間、設営撤去計画、スタッフ体制等がわかるもの)
- ・占用の範囲(利用する場所の図面)、テント等の配置図
- ・占用物件の形状、仕様、数量(利用方法等)
- ・歩行者等の安全管理に関する取組み

※利用申込書の項目に企画書の必要事項を記載することも可能です。

※この他にも、イベントに内容によっては追加資料の提出を依頼する場合がございます。

##### ◆ 申込受付期間

利用申込受付期間は、利用開始日の1か月前までといたします。

1か月前以降の受付お申込みは、受付できませんのでご注意ください。

##### ③ 手続き

「利用申込書」の受理後、道路局が道路使用及び道路占用について、関係機関と事前調整を2週間以内に行います。調整により、内容の修正をお願いする場合があります。

調整後、イベント実施が可能な場合、利用者は横浜市(道路局事業推進課)と「協定書」を締結します。あわせて、利用者は「道路使用許可申請」、「道路占用許可申請」を行ってください。

- ・道路使用許可申請 → 伊勢佐木警察署交通課 TEL045-231-0110 内線411

- ・道路占用許可申請 → 中土木事務所      TEL045-641-7681
- ・協定書                    → 道路局事業推進課      TEL045-671-3532

道路占用許可及び道路使用許可以外のイベント実施に必要な諸手続きは、利用者（広告主またはその代理人）の責任で行ってください。

- (例) ・食品営業許可申請
- ・催事開催届出または露店等開設届出
  - ・少量危険物貯蔵・取扱届出      など

#### ④ 利用権の譲渡・転貸の禁止

申込者は、施設管理者の承諾なく利用権の全部又は一部を第三者に譲渡または転貸できません。

## 4 路上イベント料について

「路上イベント料」は次のとおりです。

路上イベント料 (税込)	【3月～11月】
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ A区域 (185m<sup>2</sup>) : 休日 171,750 円/日、 平日 128,550 円/日</li> <li>・ B区域 (150m<sup>2</sup>) : 休日 138,500 円/日、 平日 103,700 円/日</li> <li>・ C区域 (190m<sup>2</sup>) : 休日 176,500 円/日、 平日 132,100 円/日</li> <li>・ D区域 (260m<sup>2</sup>) : 休日 239,000 円/日、 平日 179,000 円/日</li> </ul>
	【12月～2月 (冬季)】
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ A区域 (185m<sup>2</sup>) : 休日 128,550 円/日、 平日 98,310 円/日</li> <li>・ B区域 (150m<sup>2</sup>) : 休日 103,700 円/日、 平日 79,340 円/日</li> <li>・ C区域 (190m<sup>2</sup>) : 休日 132,100 円/日、 平日 101,020 円/日</li> <li>・ D区域 (260m<sup>2</sup>) : 休日 179,000 円/日、 平日 137,000 円/日</li> </ul>

※休日＝土曜日・日曜日・祝日

#### (1) 路上イベント料の内訳

**路上イベント料 = 道路占用料 + 広告料**

※詳細は、『JR桜木町駅前広場イベントスペース路上イベント料金表』をご確認ください。

※当料金は場所の利用に係る料金です。路上イベント実施経費、設置撤去費、警備費等、路上イベント実施に係る費用については含まれていませんので、別途ご負担ください。

※道路使用許可申請手数料

「道路使用許可申請手数料」を所轄警察署へお支払いください。

#### (2) 路上イベント料のお支払いについて

路上イベント料は全額前納とさせていただきます。協定書の締結に伴う実施内容に応じた料金を、横浜市より納入通知書にてご請求いたします。納入通知書に記載されている指定期日までにお振込みをお願いします。

## 5 路上イベントの内容変更

広告主の都合により、利用期間・場所・内容等を変更される場合は、速やかに横浜市までご連絡ください。

## 6 利用申込の取消し

次の各項に該当する場合、利用申込の取消しをさせていただくことができます。

- A. 指定する期日までに協定書を締結しないとき
- B. 申込内容等が各種法令又はこの要領に違反している、あるいはその恐れがあるとき
- C. 路上イベントの内容等により、一般の道路利用者に危険を生じさせる恐れがあるとき

## 7 不可抗力等によるイベントの中止について

次の各項に該当する場合、3か月以内に振替日を設けることができます。ただし、3か月を超える振替日を希望する場合は、横浜市までご連絡ください。

- A. 強風・雨天等の天候不良
- B. 災害その他不可抗力によって、設備等の利用ができなくなったとき
- C. 施設等の管理・運営上、やむを得ない事由が生じたとき

## 8 利用申込の取下げ

広告主の都合により、利用を取り消す場合は、速やかに横浜市までご連絡ください。

## 9 協定締結後の利用の取消し等について

次の各項に該当する場合、利用の取消しや利用期間中においても利用を中止させていただくことができます。

- A. 指定する期日までに路上イベント料の納付がないとき
- B. 利用申込書に虚偽の記載があったとき又は許可したイベント内容と異なるとき
- C. 利用許可された施設以外の場所で作業又は利用を行ったとき
- D. 音出しにより、他施設より苦情等が出たとき
- E. 3項-(1)-④の「利用内容の制限・予約の取り消しA～F」に該当すると認められたとき

## 10 路上イベントの取消料

次表に該当する場合は取消料を申し受けます。ただし7項Cに該当する場合は除く。

また、施設管理者への許可申請手続及び道路占用料納付が終わった後に取消しをされた場合、道路占用料は返還されませんのでご注意ください。

取消日若しくは中止を決定した日又は取り下げた日	取消料
ご利用開始日の3か月前以降1か月前の前日まで	広告料の10%
ご利用開始日の1か月前以降15日前まで	広告料の50%
ご利用開始日の14日前以降	広告料全額

## 11 賠償及び免責について

利用者は、次の各項を遵守していただきます。

- A. 利用者は路上イベントの実施によって、横浜市又は第三者に損害を与えたときは、利用者の責任において、補償等の適切な措置をしなければならないこと。
- B. 「6 利用申込の取消し」、「7 不可抗力等によるイベントの中止について」、「8 利用申込の取下げ」

又は「9 協定締結後の利用の取消し等について」等の事項に伴う路上イベントの取消し、取下げ、中止又は振替したことにより発生した損害については、横浜市は一切の責任を負わないこと。

- C. 利用者は道路を毀損、汚損等したときは、利用者の負担により速やかに復旧をしなければならないこと。
- D. 利用者は道路の毀損及び汚損、紛失等を発見した場合は、速やかに横浜市に通報しなければならないこと。
- E. 路上イベントに関する一切の責任にあたっては、利用者が負うものとし、横浜市は路上イベントに関して一切の責任及び負担を負わないこと。
- F. 路上イベントが第三者の権利を侵害するものでないこと及び路上イベントに関する財産権の全てにつき権利処理が完了していること。
- G. 横浜市に対して第三者から路上イベントに関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、利用者の責任及び負担において解決するものとし、横浜市は責任及び負担を負わないこと。

#### お問合せ先・お申込先

横浜市 道路局 計画調整部 事業推進課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10（市庁舎22階北側）

TEL : 045-671-3532 FAX : 045-651-6527 (FAX送信の際はご連絡をお願いします)

e-mail : do-event@city.yokohama.jp